

平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 28 年第 4 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 28 年 6 月 13 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 28 年 6 月 24 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 28 年 6 月 24 日 午後 1 時 20 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	小野寺 祥裕	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課参事	藤原 勝美	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課長	川口 昌志	○	監査委員事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建 設 課 長	石川 篤	○			
建 設 課 参 事	竹内 秀行	○			
会 計 管 理 者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木 幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 藤原 英男 7番 山内 彬
2			諸般の報告	
3	承認	10	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
4	議案	49	津別町立特別母と子の家条例を廃止する 条例の制定について	
5	〃	50	相生アートコミュニティ施設の設置に関 する条例の制定について	
6	〃	51	津別町立老人憩の家条例の一部を改正す る条例の制定について	
7	〃	52	契約の締結について (西町団地外構工事)	
8	〃	53	北海道市町村総合事務組合同規約の変更 について	
9	〃	54	北海道市町村職員退職手当組合同規約の 変更について	
10	〃	55	北海道町村議会議員公務災害補償等組 合同規約の変更について	
11	〃	56	財産の交換について (除雪トラック)	
12	〃	57	辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の策定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	58	平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について	
14	〃	59	平成 28 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
15	〃	60	平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について	
16	意見書案	2	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
17	〃	3	平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
18	〃	4	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書について	
19	報告	2	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
20	〃	3	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
21	〃	4	株式会社相生振興公社の経営状況について	
22	〃	5	例月出納検査の報告について（平成 27 年度 1 月分、2 月分、3 月分、4 月分、平成 28 年度 4 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

6 番 藤 原 英 男 君 7 番 山 内 彬 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎承認第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決処分第10号 損害賠償の額を定めることについて）ご説明申し上げます。

特定公共賃貸住宅内水漏れ被害について、損害賠償額の確定に伴い地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。

専決の理由につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないためです。賠償の理由につきましては、平成28年4月23日に発生した特定公共賃貸住宅内の水漏れ被害に対する損害賠償です。

水漏れが起きたのは、シャレーイーストタウンB棟2階の部屋で、原因につきましては3階空き室の水道を確認した際、水道元栓が完全に閉まっていなかったことによりボイラーの水抜き栓から徐々に漏水していたもので、排水溝が詰まっていたため2階の天井裏に水があふれ、照明器具を伝って2階のリビングを水浸しにしたものでございます。これにより、照明器具や電化製品に被害を与えております。

賠償の金額につきましては、47万6,670円。内訳は照明器具、ゲーム機器等全損分で再調達価格での賠償が19万7,519円、椅子ほか電気製品等水がついたことによりまして半損分として9万6,939円、移転補償費等諸経費につきましては14万6,904円となっております。これに消費税が加わります。

賠償の相手方につきましては、達美にお住まいの方で、氏名は記載のとおりでございます。なお、被害に遭われた方については、事故発生後漏電等の安全確認のために達美の特賃に転居されております。水道元栓の管理不足から招いた事故で、今後とも事故がなきよう管理徹底してまいりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

申し訳ありませんでした。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 49 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 49 号 津別町立特別母と子の家条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました議案第 49 号 津別町立特別母と子の家条例を廃止する条例の制定についての廃止理由等の内容について説明させていただきます。

議案をめくりまして条文につきましては、条例を廃止する文と附則として公布の日から施行する規定文となっております。

廃止理由について説明いたしますので、別途配付しております説明資料 1 ページから 2 ページをお開きください。資料は、廃止理由の要点と現在の条例文を記載させていただいております。この条例につきましては、へき地保育所と老人クラブの使用を中心に昭和 48 年度、49 年度に条例第 2 条にあります 3 地区に建設いたしました特別母と子の家についての設置条例であります。昨年度認定こども園の開設によりまして保育所機能がなくなったことから、条例第 1 条の目的から幼児保育を削る改正を行った

ものですが、その後の施設の利用について一定の取り扱いを他の条例で定めるものとして、今回この条例を廃止するものであります。

まずは、本岐につきましては、老人クラブが旧保育施設を含め利用するということで、老人憩の家条例に追加する改正を行います。基本的に自主会員ですが、他の利用希望もあるということです。施設全体の有効活用の検討を含めながら住民企画課の住民環境グループの所管とするものであります。

相生につきましては、今年度の予算で既に改修工事に取り掛かっておりますが、地域の各種活動を行う場所といたしまして、別途設置条例の制定をお願いするものでありまして、住民企画課の企画グループで管理しようと考えております。

活波につきましては、現在のところ利用予定がありませんが、普通財産として総務課で管理することになり、今後につきましては広く利用の可能性につきまして検討していくこととしております。

附則の施行日につきましては、他の条例の改正及び制定の附則と合わせまして、公布の日からとするものであります。

以上ご説明とさせていただきます。条例廃止について承認賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 50 号 相生アートコミュニティ施設の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ただいま上程となりました議案第 50 号 相生アートコミュニティ施設の設置に関する条例の制定についてにつきましてご説明させていただきます。

別途配付しております説明資料 3 ページ、4 ページをお開きいただきたいと思います。条例案の条文とその内容説明を記載しておりますが、参考となる事項につきまして備考に追記させていただいております。

本条例につきましては、今承認いただきました特別母と子の家条例の廃止を受け、相生の施設を新たに条例制定させていただこうとするものでございます。制定理由についてでございますけども、相生地区は、これまでの急激な人口減少、現行施設の老朽化の進行、高齢化の進展により老人クラブが活動を休止するなど、地域住民同志の交流の機会や場所の確保が困難な状況にあり、地域機能の維持にも大きな影響が出ている状況にあります。このようなことから、地域住民同志がレクリエーションや住民主体のワークショップ等を通じてコミュニケーションを図ることができる場が必要とされてきております。

相生地区を活性化しようとするアート創造集団であるネオフォークの力によりまして現有施設を有効活用し、コミュニティ機会をつくり出す取り組みのため施設を改修し、アートを通じたコミュニティ施設を設置する本条例を制定するものであります。

内容のほうに入らせていただきます。第 1 条につきましては設置の目的を規定したものでございます。アートを通じて相生活活性化を目指す創造集団ネオフォークの活動拠点ともなる施設の設置条例ではありますが、アート創造活動と各種地域活動を行うための施設として設置させていただくものです。

第2条は、位置を定めたものでありますけども、相生特別母と子の家を改修した施設になります。

第3条は、使用目的を定めるもので、アート創造活動、住民等の憩いの場、地域振興活動等に使用するものになります。

第4条は、使用の承認についてでありますけども、承認については、管理者の窓口での確認により行うこととしております。

第5条は、使用料についてでありますけども、地域住民、地域任意団体が主に使用する想定であるため、地区公民館などと同じような考え方で無料とするものでございます。

第6条は、使用の制限についてでありますけども、条文のとおり特別な場合に限っては、使用を承認しないことができるというふうにしているものです。

第7条は、損害賠償の義務を規定し、第8条はその他を規定しております。

本施設の改修につきましては、本年度当初予算で計上していただき、既に契約を済ませ着工済みであり、8月末完成を予定しております。また、本施設の管理面につきましては、光熱費等は町負担とし、管理について相生在住の地域おこし協力隊員が担当する予定としております。このアート創造集団ネオフォークにつきましては、3月議会でも触れさせていただきましたけれども、組織の概要、目標としまして大きく2点が掲げられております。

一つ目がネオフォークというブランドの確立を図りまして、使われなくなったものや捨てられたもの、自然物などを材料に上質な物づくりを行って、それらを販売していくというものが一つ。

二つ目が新しい物づくりを軸に携わる人々や観光による交流人口を増やすことであり、相生地区のコミュニティを再生しようというものであります。

具体的に取り組む事業としましては、一つ目が物づくり、二つ目がアートによるデザイン、三つ目がイベント開催等地域活動。このような大きな三つを計画しているところです。グッズやデザインの販売により収益を上げる事業とイベント開催等により地域振興活動を行うこととしております。現在物づくりを担うクラフトマンを地域おこし協力隊として募集中であり、本格的な活動は着任後という形になろうかと思いま

すので、もう少し時間を要するものと考えているところです。現段階では、このネオフォークは任意団体でありますけれども、将来的に法人格を有し、事業規模が一定程度になった際には指定管理等による管理委託や、施設売買等別途検討、相談させていただきたいというふうに考えているところでもあります。

それでは、議案の条文のほうにお戻りいただきたいというように思います。

各条につきましては、ただいま説明させていただいたとおりということになっておりますけれども、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというふうにさせていただいたところでもあります。

以上ご説明させていただきましたので、原案ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 何点かお伺いをしたいと思います。当初予算のときにも私質問させていただきましたけれども、この条例の中身を見ますと、いわゆる使用目的の3条でございしますが、相生地区の住民とのかかわりを使用目的の中に掲げております。そうした中で、相生の地域住民との意見交換というのですか、説明会等について開催したと思われましても、どのような形でやって意見がこの地域から出たのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、創造集団のネオフォークはどのような組織なのか、お伺いしたいのと、現在の活動内容についてどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、将来的なことについて、これを管理する、運営する、いわゆる団体が法人格をとって事業を一定程度行いたいと今説明があったわけなのですが、この地域おこし協力隊、この4月に1人来たというように聞いておりますけれども、今後の見込みというのですか、この組織の今後の見込み、いわゆる地域おこし協力隊含めた外部からのアートに関する人たちが招聘できるのかどうか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ただいまご質問いただいた件、3点についてお答えさせていただきたいと思います。まず、1点目の住民とのかかわりの中での意見交

換が実施されたのかどうかというお問い合わせでありましたけれども、この関係は3月の議会でも質問をいただいた関係になりまして、4月の両相生中央自治会と相生第2自治会の総会の場に代表者である大西重成さんと、あと住民企画課の職員も両自治会に参加させていただきまして、その場で資料も配付させていただいた上でこの施設の利用の企画であったり、事業の計画をお話しさせていただきました。その場で特段のご異議等々なく賛同いただきまして、このまま進めていってよろしいというように受け止めをさせていただいたところになります。

2点目につきましては、このネオフォークの現段階での組織というところですが、現在はまだ任意団体という形になっておりまして、一定の規約を作成はされているところですが、構成メンバーとしましては代表者である大西重成さんと相生地区の地域おこし協力隊、現時点は2名ということになっております。現在、先ほどもお話ししましたが、実際に物づくりの職人にもなるクラフトマンという言い方をしますけれども、地域おこし協力隊を3月の段階から募集をかけてきておりますけれども、残念ながらまだ今現在応募がないというような状況になっておりまして、こちらは引き続き継続して進めていきたいというふうに考えております。当初、この3名での小さな組織でのスタートというふうになろうかなというふうに考えているところです。

3点目の将来展望というところになってこようかなと思いますけれども、今お話ししましたとおり代表である大西さんと協力隊がクラフトマンが採用されたとして2名という状況ですが、昨年度までも実施してきたようなイベントによりまして国内、もしくは国外のアーティストを目指す方々を招聘して、なんとかこの組織に賛同してもらって合流してもらえないかという取り組みを進めていくということが事業構想の中に入っております。

加えて、実際の物づくりを行って実際の事業を進めていくというところもありますので、地域の活性化に資するためにも少しでも交流人口を増やし、その中で一人でも定着してもらおうという取り組みを進めていこうという強い思いを大西さんのほうでも持っていておられますので、若干時間は要するかもしれませんが、粘り強くこのあたりを応援していきたいなというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） まず、現在は大西さんともう一方、2人の組織だというお答えをいただいたところですが。この条例を見ると地域とのかかわり、要するに地域の参加というのはどのような形になるのか、ただ、あそこに行って憩いの場の場所なのか、その物づくりの地域のかかわりというのは明確に地域の方含めた説明の中でしたのかどうか。かつ、相生に物づくりに参加できるような方はいるのかどうかちょっとわかりませんが、それあたりが大事ではないかなと思います。

この心配されるところは、こういう施設を整備してやるのもいいですけども、今聞いた範疇では相当難しいなということも考えられます。つくって、いわゆる何もできなかったということにならないようにやってもらいたいんですけども、この物づくりをどのような物をつくるのか。かつ、販売を検討するというふうになっておりますけれども、どのような物をつかって販売をどのような形で販売するのか、多分そういう企画のもとに事業は進めておられると思うんですけども、それあたりについて再度お聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 先ほどの答弁でちょっと漏れておりましたけれども、地域とのかかわりのところで、今相生は福祉サイドのほうでサロンを月一のペースだったかと思いますが、開いていただいているかなと思いますけれども、こちらの施設のほうでは日々皆さんが気軽に足を運んでいただけるような、そういう開かれた施設にもしたいというようなことを考えていただいているところです。それに加えて各種のイベントを行ったりして、それに参加していただいたり、そのようなことで地域に賑わいをもたらしたいというふうに考えておられますので、その中にできるだけ地域の方々もいろんな形で携わったり参加できるような、そんなような取り組みが期待されているところになります。

2点目の物づくりの内容と、その販売の方法というところですけども現段階で想定されておりますのが、先ほどもチラッとお話ししましたが、いわゆる捨てられているもの、廃棄されるもの、あと自然に転がっているものという表現がいいのか

わからないですけれども、自然にあるものを新たな商品にする、新たな息吹を吹き込むというのでしょうか、そのようなことで世の中に出していくということで、ある意味エコ活動でもありますし、新たな命を吹き込むというようなことをアートの力でしたいというふうにおっしゃっています。

販売の方法につきましては、実際に足を運んで買っていただける方というのは、そう多くはないと思いますので、将来的には実際に訪問していただいて買っていただくということも大きなチャンネルになるかと思えますけれども、当初はインターネットであったり通信販売、こういったものも通じながら販売していきたいというふうにご考えておられます。

それと具体的な物づくりの物だけではなくて、大西さんが特に得意にされている分野かもしれませんけれども、いわゆるデザインというのでしょうか知的財産というのでしょうか、そういったものも一つの商品にしていきたいというお考えもあるようですので、そのようなことも進めながら事業を進めていくというふうに行っているところでは。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 先ほどからお答えいただいているのですが、あまり明確なそういう目標含めて運営主体の関係含めてははっきりしないものがあると。なぜ言っているかと言うと、心配されるのは、ここで活動してこの施設を生かしてそういうものが将来長期にわたってできるかどうかということが心配されるということから今いろいろ質問させていただいたところです。この条例の中身で使用目的のところ、条例の相生アートという名前がついておりますけれども、それとの整合性というのでしょうか、この条例と中身の問題についてどういう考え方で条例の名前をつくったのか、もう一度お聞きしたいのと、やるのであればこの使用目的の中でそれを強調したものを入れるべきでないかなと。そうした中で、国内外からこのアートを目指す方々を招聘するのであれば、これあたりを大事にした形の条例を整備すべきでないかなと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 今ご質問いただいた関係になります。将来的な永

続的な運営というところになりますけれども、当初非常に産みの苦しみも伴いながら出発としてはなかなか厳しい船出も想定される場所でもありますけれども、出発は小さくても少しずつ影響力とか範囲を広げていきたいというような強い思いも持っていますので、その部分を支援していきたいというふうに考えている場所でもあります。

それと条例名と使用目的のところのご質問でありますけれども、条例の名前につきましては、庁内での実際の条例名としましては片仮名文字というところで、なかなかない場所でありましたけれども、今般取り組む芸術を通じた地域おこしというところを日本語で表現すると非常に難しく、長くなるというところもありまして、いろいろな他市町村の条例を検索したり、いろいろ参考にさせていただいたところなのですが、全国的に見るとアートという言葉であったり、もちろんコミュニティという条例名をつけているところが相当数あったというところもありまして、今般これを利用させていただいたというところになります。

それと、使用目的のところでもありますけれども、目的の中でこれをうたうというご指摘もあった場所ですけれども、条例の名前にアートというところを盛り込むことが一番のメッセージ性かなというところも考えまして、このところで条例名としてこの部分をうたわさせていただいたという場所でもありますので、ご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） すみません、若干だけ補足させてください。確かに使用目的の中で、創造事業という中身を書いているのですが、これがまさしくアートにも通じるかなと思います。ここで、住民等、等という言葉もいっぱい出てくるのですが、地域だけでなく地域を外れたとか、地域に来てもらっている人、あるいは先ほど広がっていくことの心配ということが言われたのですが、過去に行ったワークショップ等では、大西氏の求心力とか、それでかなりの方がお手伝いに来てもらっています。実際にここに住むかどうかは別にしましても、このネオフォークという考え方に協賛する人は地域外にもかなりいるということは押さえている場所です。

そういう人たちを巻き込みながら、相生にその考え方というか、芸術の基本をそこから広げていくということをぜひここからやっていきたいというふうに考えております。

また、最初どうしても小さいというか拠点がないということで、どうしても来たはいいけれども、じゃあ何をするかというのは今ないところで、今まさに整備しているところですので、そういう意味では今回拠点を整備したということで、ここからまた始まっていくのかなということでご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今山内君の質問の中で、取り組みだとかネオフォークの組織だとか、内容については大体理解したつもりで、私は、この施設の設置条例に対しては反対はしていません。相生のために、少しでも活性化のために必要となれば、これはいいことでないかと思います。ただ、私も当初予算で言ったのは、この金額、970万もかけて金をかけてまでやる事業ですから、これはやる事業に対しては、事業者に対して担保みたいなのをとって責任をとらせるようなことがあるのかと言ったときに、そういうことはなしにきちっとした事業をやるということで、その面はそう思うのですけれども、私はこれ今伊藤課長も言ったけど、決して相生だけでなく津別町全体でメンバーを募ってある程度相生にあれだけのアート集団ができれば、結構やっぱり興味のある人は相生に限らず私は行ったり見たりしに行くと思います。だから津別町の人にも私はこういう所ができるのですかということ、私は住民の何人かに言った記憶はありますけれども、そんなにお金をかけて本当に長くそれがやれるような確証を持たれるのですかということから、これはやってみないとわからないと、先の見通しだから、これはやってみて最初は小さいうちから大きくどンドンどンドンするから、これはやらないうちから先の見通しを心配してどうだこうだと議論する問題でなくて、ただ言いたいのは、仮に今のメンバーで3人ぐらいで地域協力隊も加わってどういうアート集団になるかわからないけど、これが衰退していつ何年かしたら、やあやあやあと、最初の意気込みどころか今は全く活動は衰退しちゃって、せっかくつくったものがどうなるかわからないという状況になったときに、これ責任というのは町がも

ちろん改修したものですから町にあると思いますけど、これ大西さんを中心にした集団の中に、こういうものに対して誓約書とか念書とか、例えばそういうものを一筆持って、もしそういう場合は、ある程度そういう責任を負ってもらいますよということぐらいは、そういうことも考えられているのかどうか。これは間違ってもそのお金がどうだこうだではなくて、そのぐらいのものを持ってやっぱり取り組まなかったら、私はちょっと違うのではないかなという感じしますから、そういうことを当初予算でもこれだけの金をかけるのであったら、大変期待されるものだし、やっぱりだから途中で頓挫することはないかもしれないけれども、そういうことも考えられるのです、はっきり言って私は今までのいろいろな経験からいったら。だから、これ 1,000 万近くの金かけて、果たしてそういうことがきちっと成り立っていくのかどうか、その辺の管理者としてはどういう考えを持っているのか、この機会に聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 今お尋ねの内容についてお答えさせていただきたいと思います。当初予算で 971 万円、契約金額でいきますと 940 万円弱というような実際に高額の資金をかけての改修工事という形になっております。具体的にこのあたりにつきましても、大西さんも非常に重たく受けとめておられます。当初、相生小学校を活用して相生のまちづくりをとというようなことでやっていただきましたけれども、維持費、改修費がとてつもなく大きくなることが想定されるというところで、少しでも現実味を帯びた規模でやりたいというところで、こちらの施設を活用してというような計画になった経過がございます。

さらに、この改修工事につきましても、具体的には屋根の塗装であったり外壁塗装、いわゆる通常の維持範囲も含めての金額でもあるということで、具体的な内装の改修だけではなくて、その部分も乗っかっての金額というところが一点ありますけれども、それらを抜きにしまして大西さんも自分のまだ活動できるうちに相生地区を元気づけたいというところと、後継者の育成ということをよくおっしゃいますけれども、自分のいろいろ培ってきたものを後継者にできるだけ伝えていきたいのだという熱い思いを持っていただいているところでもありますので、なかなか長い年月を

かけて人口が減少してきた相生地区でありますので、一朝一夕ではなかなか結果はでないかなというふうには思いますけれども、その強い思いを町としては支援をさせていただきたいというふうに考えておまして、具体的な誓約書、念書を差し入れていただくことは現時点では考えていないところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） もともと老朽化している施設ですから、それは屋根だとかそういう改修もあって、ただ、今回の活動拠点としてやるのにもある程度の金は使ったということで、これはある程度わかります。

それで、私は、先の見通しですけど、やっぱりこういうアート集団だとかいろいろあちこち見ますけど、やっぱり中心となる方がやっぱり少しでも何かあったときに、その囲んでいる人たちまで衰退していくのです。だから中心となる人たちがきちっとやっていけば続くんですけど、どうもそういう中心となる人たちが何かあった場合は、その集団も途絶えていくのです。そういう傾向を私は見ているのです。ですから、あえてやっぱりそういうことを心配していると、せっかくこういう意気込んでやること自体が何年もしないうちにそういう状態になったら私はちょっとせっかく金かけた値がないのかなと思いますから心配しているわけですから、今担当者が言ったとおり、やっぱり責任をとれとか、だめになったからどうだというのではなくて、やっぱりそこはきちっとしたものをもってこれだけのお金を改修事業にかけるのですから、やっぱり議会にも理解できるような形をとれるようなきちっとした形で私はやってもらいたと思います。念書なり誓約書なり書いて、きちっとしたものをもって、これだけのものやってますということぐらい見せてほしいと思います。ただ、それを私は言いたいわけですが。今これをどうだこうだなんてやらないのはおかしいなんては言いませんけど、私どももやっぱり今どこの町も財政がゆるくないときに、なんぼ補助事業であっても、やっぱりお金の使う価値があるものに使っていかなかったら、これは大変なのです、町民に言わせれば。だから、やっぱりそれだけのものをきちっとしていかなかったら、せっかくこれだけの事業を私は期待していますから言っているんですけど、逆に期待外れのことがあったら心配だなと思っていますけれども、今言ったよ

うなこともきちっと認識を持って、私はやってもらいたいことをこの機会に言っておきたいと思います。再度聞かせてください。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 念書とか、そういう話もありましたが、最初に大西さんから提案を受けたときの一番最初にあるのが、人を残したいという言い方をしております。いろいろな事業をするとき、その事業の議員おっしゃるとおり核となる人がいなくなった途端に衰退するというのはよくあるのですが、大西さんの話は、最初に自分がいなくなってもいいような形の人を残したい。その事業をやりたい。それが一番先にお話されたところですよ。そういう意味では、地域創生なんかでも言われていますが人材育成というのはよく言われています。今後地域を守るために人が残っていないとどうしようもない。その考え方を示されていますので、それに私たちも、もちろんそれに携わるワークショップなんかを先ほど言いましたけれども、ワークショップを行った際に集まって来る人、その人望というのがはっきり見えませんでしたので、そういう意味ではぜひこの取り組みを進めていきたいというふうに考えて行っているところです。

どうしても先、すぐ確実なものというのはなかなかないので、絶対だというのはなかなか言えないところがあるのですけれども、その考え方、提案されてきたものをそれはいつでも実際にものとして残っておりますので、それを担保と言ったら変ですけども、そういう形でこの事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 設置条例等るるわかったのですが、住民の方にも積極的にと言ったときに、例えばシゲチャンランドが開園というのかされたときに、ちょうどバスが相生の街の中というのでしょうか、それでバスからシゲチャンランドまでの公共の交通機関がなくて、子どもたちとかそういうのが来れないということで、始まった当初、支庁と何かにも言って行ったらしいのですけれども、なかなかバス停を変

更するというようなことができなく、子どもたちが日曜日など来るときに親御さんが連れて来なければいけない、自家用車がないとその場所まで行けないということをずっと言われていたことをふと今気づいて、今回バスの範囲であるのかどうかということなのですが、外から来るということもあります。そして芸術性というのは、いろいろ宣伝しているけれども、なかなかリピーターの人はいるけれども、初めて行く人、ランドそのものには。今度もどういふふうになるかわからないのですけれども、まちバスとか、住民の人が公共のもので行きやすいこと。そのものには関係ないのですが、このそのものはいいと思うのですけれども、そういうようなものを開設までというか、そういうところまで検討してほしいなというふうに思います。今でも相生の方が街に出て来るのには、日曜日は非常に、日曜日のイベント、大きいイベントは町がバス出ているのですけれども、そうでないのにはやっぱり交通の便が悪いというようなことを地域の方から聞いておりますので、それは逆にも言えると思いますので、ちょっとこれに関連立てて、そういうことも考えられれば行きやすいように一工夫をしてもらえば、ここももう少しいろんな人が集まれる場所になるのかなというふうに思いますので、検討をしていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 交通機関の話はまた別な話になるかと思うのですが、現在、この場所を選ぶ理由の一つとして、道の駅からのつながりというか、それを考えております。そういう提案も受けております。つまり道の駅から今の旧相生の駅舎、そしてこの今回のアートコミュニティ施設、つながる線として、つまり道の駅を訪れた人が、そこまで行けるような有効的な考えをしまして、それを全体で見ているというふうな形です。ですから、これがどんどん増えてくると当然需要として出てくるわけですから、需要とした段階では、そこら辺の足の確保というのが次の段階で出てくるかなと思っております。

そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 縦の線のこととも理解しています。ですから、既存のそこよりは行けるのかなということなのですが、こう一つつくるときに、住民企画課じゃ

なくていろんなところを総合してやっぱりみんなが出ていきやすいというか、そういうことになればいいなというふうに思ったので引き続きというか、そういうところを広げて検討していただければいいかなと思っていますので、回答でわかりました。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 2点ほどお聞きをしたいというふうに思います。相生には、類似施設として公民館等もあるわけですがけれども、ほぼ利用的には似通っている部分があるのではないかなというふうに思われます。こんな中で、年間なり月間の利用計画といいますか、どのような想定なり計画がまずあるのかないのか、それともなければ想定でどのくらいの利用を見込んでいるのかお聞きをまずしたいというふうに思います。これは、相生地区は、皆さんご存知のように住民が少ない、高齢化率が非常に高いという形で利用に相当な心配もあるかなと。こういうふうにアートというふうな形で特化をすると、ちょっと一般住民にはなじみが薄いのかなという心配も含めてのお話です。

それともう一つは、地域に個人施設がありますよね、それとの競合といいますか、そんなようなものが連携も図るのかもしれませんが、どのような形になるのか、この点伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 今2点ほどご質問をいただきましたけれども、1点目の施設の類似施設がある中での利用計画、あと見込みというお話をいただいたところになります。利用計画につきましては、正直現時点では具体的に描かれたものはまだないというのが現実になろうか思いますけれども、まずは日々の創作活動の利用が継続的になされていくというところに加えて、それらの展開に加えて地域の方々が今現在全く使われていないという施設になろうかと思えますけれども、そこに足を運んでいただけるような、そういう仕掛けを進めて行く中で具体的な形にしていくことで利用が少しでも広がるような形で進めていただければなというふうに考えているところになります。

2点目の個人施設との競合という面のお話をいただきましたけれども、具体的に今大西さんが開設されている個人美術館のシゲチャンランドは展示という形が主になっ

てこようかと思えます。こちらのアートコミュニティ施設につきましては、実際に物づくりをする現場という位置づけにもありますので、そこで物づくりの体験をしたり、触れたり、あとは地域の方々が同じようなことをしたり、お茶を飲みに集まってもらうというようなことで性格が異なってくるのかなというふうに考えているところです。そんなことで具体的に競合するというのは、相乗効果で人が集まれるような、そんなような地域ができればいいのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 利用計画等については、ないというふうなことだったと思えます。なくても想定で、例えば公民館の年間利用も決して多くないとは思いますが、ないとしても一応のこういうやはり1,000万以上かけて当初予算でもいろいろ運営管理経費見えていますけども、やはり一定程度の目算があってやっぱり計画されるのではないのかなと思えますので、全く想定の人数やそういう利用的なものが全くないのかどうか、その辺再度確認しておきたいと思えます。

それともう一つ、個人施設との関係ですけれども、物づくり体験等もやるというふうなことで、それは結構なのですけれども、そういうことであれば集客についての方法や何かについて何か考えがあるのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 利用計画と入り込みの見込みのというところでありましてけれども、大まかなネオフォークの構想の中ではイベントを年に数回開いていくというようなことになってこようかと思えますので、そのイベントごとに今数十名から大きなイベントであれば100名単位の間を集めたいというふうに思っておられるのではないかなというふうに考えているところです。

日々の創作活動というところでは、詰める人間が継続的に詰めるという形になるかと思えますけれども、それに加えた日々の地域の住民の方々がどのぐらい訪れるかというところでありましてけれども、開設当初は、まずなかなか集まらないだろうというのが想定されますけれども、それに加えてある程度事業がペースに乗った段階では、1日数十名ぐらいが集まれるような、そんなような憩いのスペースになっていた

できればいいんじゃないかなというふうに考えているところです。

それと集客というような形で二つ目のご質問いただきましたけれども、具体的にはお客さん呼び込むような、そのような施設としてはなかなか想定は難しいところがありますけれども、イベントを行うことで地域外からも複数名の方が集まっていたらできればいいんじゃないかなというふうに思います。参考としまして一昨年、昨年と行ってきましたイベントにおきましては、一昨年のコンパネ祭りにつきましては100名弱の人間が集っていただいていますし、昨年はより玄人色の強いイベントだった関係もありまして20名弱というふうになってはいますが、そういったイベントやものづくりのワークショップというような仕掛けで人を集めていけるような、その方々がリピーターになり、相生地区に足しげく運んでいただけるようになり、最終的には移住、定住につながればというふうに希望としては考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 最後に1点だけ申し上げておきます。やはりせっかく一定以上のお金をかけてやるわけですから、これはぜひとも成功することを望んでいますけれども、そのためにはやはり民間の任意的な集まりのところに貸すというふうなことから、これはやっぱり町でもこれだけの金をやはりやって整備をするというふうになれば、利用計画だとか年間のそういうふうな諸々についての関連する計画や何か当然いただくのが普通じゃないかなというふうに思います。

そういうことで、後追いでもいいのですけれども、その辺もうちょっと綿密な詰めやお互いの協力体制というか、そういうふうなものをもうちょっと詰めたほうがいいのではないかなということをもって終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 利用計画ということで、計画というものは持っていないのですが、構想という段階で今のところ構想の段階です。先ほども主幹のほうから話しましたが、地域の人たちが気軽に寄れる所、そういう場所にしたいという考えがあります。というのは、こういう言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、何か変わったのがやって来て何かつくっているぞと。そういうのを見に来て

らえると。それを見に来た人たちが毎日集まって寄って行ってもらって、あの人元気だね、この人元気だね、何か困ったことないのかい？とそういうような本当の意味でのコミュニティの施設としてやっていきたいと。そういうもちろんアートとしてつくるのもあるのですが、そこを見に来る地域の人たちのコミュニティの場所でありたいと、そういうような構想で考えております。

そういうことですので、これが実際に入っていくことによって、じゃあ先ほど議員からありました利用計画について、こういう人が見込まれるからこういう経費がかかるのですね、というような計画を次の段階で立てていくことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 私からも若干質問させていただきたいと思ひます。

まず、1 点目は、今現在 3 名の体制で立ち上げようとしていたところ、クラフトマンの方が地域おこし協力隊、3 月から募集しているけれどもいまだに応募がなく欠員状況だというふうに今説明をいただきました。単純に考えると一番中心になる人がいないのかなという気もするのですけれども、これは今後見通しがあるのかどうか、先ほど大西さんの求心力のお話もされていて、私としてはこの話が出たときに当然今まで津別に大西さんが呼んでかかわってくれたような人の中から候補者が出るのかななんてちょっと勝手に思っていたのですけれども、現段階でないということであれば、かなりちょっとその辺は難しいのかなと。で、いない間、何を活動していくのか、大西さんがそのクラフトマンの代わりは当然今の段階ではできると思うのですけれども、一人二役、シゲチャンランドもありますし、一人二役が可能なのかどうかということをまずお聞きしたいと思ひます。

それから、先ほどネット販売等の話も出ていましたけれども、情報の発信力についてはマネージャーの田畑さんでしたか、地域おこし協力隊の、あの方がいろいろ考えているみたいですが、今回地域おこし協力隊で見えられた立川さんは、PVとか得意にされているということなので、こういったところとの協力を仰いで、プロモ

ーションビデオ等を使って情報発信するような、単にネットにいろんなものを出しても楽天とか大きな市場に出店料を払ってやらなければなかなかアクセス数は増えてこないというのが現実だと思うのですけれども、そうしたような何か情報発信のつてを考えているのかどうか、そのことについてもお聞きしたいと思います。

それから、最後ですが、こうした地域おこし活動をしていった場合に行政としては、企画を見て支援をしていく決定をしてやっていくわけですが、成功するかしないかは、やはり先のことはだれもわからないことでありまして、失敗したからその責任をとるといふようなことはなかなか先ほど念書の話も出ていましたけれども、そういうことは想定されますけれども、失敗をしたときに責任をとれなんてことになったら、これからだれも地域おこし活動を行政に支援は求めなくなると思いますし、やる方も手を挙げづらくなると思いますので、そうしたことは今後どういう形で、はっきり言って私は地域おこし活動をやって、それに行政が支援していったら責任は行政と議会がとるべきだと思います。そういうふうに考えていますけれども、考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 今ご質問いただきました件ですが、まずメンバー的な部分ですが、この施設が8月末までに完成するという事になっておりますので、できるだけ8月末までに人員がなんとかめどがつくようなことで進めていきたいというのが1点であります。

ただ、それに対して具体的なめどが立っているかということになりますと現時点では残念ながらまだ立っていないというところですので、できるだけ早く配置できるように鋭意進めていきたいというのが1点目になります。それまでの期間の具体的にどんなことをというお問い合わせもありましたけれども、実際にものをつくることはなかなかかなわないかもしれませんけれども、事業の設計であったり、発信の仕方、次のご質問にある発信の仕方であったり、こういったことをより詰めていっていただくのに加えて、アートデザイン、いわゆる知的財産のようなこともこのグループの一つの柱になっておりますので、そちらのほうにつきましては、大西さんやもう一人の協力隊の人で少しずつ準備は進めていくのではないかとこのように考えているところで

す。

2点目の情報発信の部分ですけれども、議員の言っていたとおりに立川さんという強力な味方も得ましたので、その部分も有効活用しながらホームページを実際に立ち上げたり、具体的な方法を今検討しているさなかですけれども、より多くの方に目に触れるような情報発信の仕方を考えていっていただきたいなというふうに考えているところです。

3点目の地域おこし活動、成否の顛末の部分になりますけれども、現時点としましては失敗することを前提に考えているというようなことはなかなか難しいというふうになりますので、行政としてできる限りのことを支援をしていきたいというふうなことを考えておりますということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 大体今のお答えで私は満足したのですが、ちょっと1点聞き忘れていたので、もう一つ聞きたいのですが、相生の住民へのフィードバックというかそういったものが今具体的に例えば1年目で立ち上げて、コンパネ祭りとか相生原人祭とかやってきて、それはそれなりに地域の方も一緒に楽しめたと思うのですが、今年度何か地域に還元できるような部分が今計画されているのかどうか1点お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 今お問い合わせいただいた点になりますけれども、今現在、クラフトマンが見つかっていないという部分もありますけれども、残念ながら今年度具体的にこのようなイベントをやろうというところが今日時点ではまだ具体的な計画がなされていないところになります。また、今後ここら辺も含めて相生の方々に大きなイベントとして携わっていただくのか、小規模な地域内だけの何かしらのイベントでかかわっていただくのか、そこら辺も含めて先延ばしにしないで、できるだけ早い段階で計画を持って実施していただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今いろいろなご意見出たところなのですからけれども、もう一つの観点といいますか、それもぜひ頭に入れていただきたいなと思っていますので、この3条の2のところ、相生地区の住民等への憩いの場の提供というのがあります。これはもう皆さんもご承知のとおりずっと以前から相生の活性化ということで、うちの保健福祉課も通じながらいろんな取り組みをしてきました。そこに地域に住んでおられた方たちの中で非常に熱心な方もおられて、非常にいい感じで進んでいたのですけれども転勤とともに活動がしぼんでいくという、そういう現実も今まで見てきたわけなのですからけれども、しかしそういう中でもなんとかあそこの地域を活性化したいという思いの中で、地元で生活をしている大西さんが、こういう形ということでもいろんなことを考えてくれて、アートというのを中心に今活動を進めようとしておりますけれども、そういう思いの中に相生の住民の方への憩いの場の提供ということでもあります。でありますから、このあとの議案に出てくる辺地の総合整備計画が出てくるわけです。それに計画を乗せて、こういう地域コミュニティの活性化を図っていくということで目的として入ってきます。で900万ちょっとのお金ですけれども辺地で辺地債の申請をすれば8割の交付税措置がまた入ってくるという内容ですので、できる限り経費の部分でも負担のかからないようにいろんなことを考えながら進めているということも、もう一つの部分としてご理解をぜひしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この条例の提案につきまして、いろいろ議論させていただきましたけれども、賛成できない立場から理由を述べたいと思います。

それぞれの議員から質問も出されて回答も得て、私も質問したわけなのですからけれども、やはり危惧するところは、事業計画書が資料として出されない、企画書含めて。

過去にそういうことはなかったのではないかなと思います。このあと本岐、活汲と同じような施設が実はあるわけがございます。これをある程度あいまいな形で設置いたしますと、次の施設、もしこういう形でやる方が出るということになったら、同じような形で出していいのかと、そういう形になりますので、やはりきちっとした説明できるものを出していただいて、説明の上条例を提案していただきたいなと思います。

そういうことから、この条例については時期尚早であり、もう少し詰めていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論を終結します。

議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 51 号 津別町立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第 51 号 津別町立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付しています説明資料の 5 ページをご覧くださいと思います。今回の条例改正の主な内容について説明させていただきますが、改正の理由は、津別町立特別母と子の家条例の廃止に伴い、行政財産として一部の施設を憩の家として利用するため条例を一部改正して第 2 条に本岐寿の家を追加して規定するものであります。

続いて条文をご覧くださいと思います。議案の条文でありますけれども、改正条文につきましては、説明資料の内容についてその内容を条文化したものでありますので、条文の説明は省略させていただきます。また、施行については公布日とするものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） このことについてはいいのですが、説明資料の中に老人クラブの寿の家の一覧表が載っているわけですが、実質もう解散しちゃって使われていない老人クラブもあるのかなというふうに思うのです。それは美都なのですが、もう今使える状況ではないのです。ちょっと地域の人たちどう思っているかちょっとわからないのですが、きっと老人クラブを建て直すとなると建物から考えなくちゃいけないのだらうと思いますし、その人たちは案外豊永に今来ているのですが、その辺の整理というのは今後どう考えているのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 他の施設というか寿の家、現在使われている中で、規定する中で、整理をしなきゃならないというのは現課としても押さえております。新年度の事業に対しての来年に対する予算に関するところで、これは議論しようというふうに考えていまして、現在美都和布川が今ちょっとどうかなというのがありまし

て、その辺を整理していきたいというふうに考えてはいます。美都の所につきましては横に物置がありまして、もとゲートボールの道具を入れていた所なのですが、それについては壊したいという話がありまして、それについては壊していいという話はしているのですが、今まだそのままになっております。それで、寿の家自体もどうしますという話は実際しているところですので、来年の主要事業のところでも論議していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 52 号 契約の締結について（西町団地外構工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 52 号 契約の締結についてご説明申し上げます。

西町団地外構工事の請負契約について議会の議決に付すべく契約及び財産の取得ま

たは処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称は、西町団地外構工事でございます。工事の場所は、津別町字緑町7番地3ほかでございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の金額につきましては、5,767万2,000円でございます。うち消費税及び地方消費税につきましては427万2,000円でございます。契約の相手方につきましては、株式会社清水建設でございます。

工事の内容としまして資料の6ページをお開き願いたいと思います。入札日につきましては、平成28年6月13日でございます。工期は契約の日から平成29年1月10日、工事の概要につきましては7ページのほうに図面のほうを記載してございます。西町団地外構工事のこれは平面図になります。真ん中の道路、これ真ん中の道路の上側につきましては、特公賃となりまして1棟6戸、1棟2戸の合計8戸でございます。道路の下側につきましては、公住ということで2棟4戸、合計8戸ということでございます。工事の概要ですが、図面のほうに凡例のほうを記載しておりますので、色分けしておりますので、そちらのほうをご参照いただきたいと思います。駐車場につきましては、グレーの着色の部分で3カ所24台分でございます。緑地につきましてはグリーンの部分でございます。通路につきましてはグレーの部分でございますが、これ幅2メートルのものを設置する予定でございます。公園につきましては、中ほどの薄茶色の部分で着色した部分でございますが、この周辺にクレイ舗装の周辺にコンビネーション遊具1基、スプリング遊具3基を設置する予定でございます。ベンチにつきましては4基を設置する予定です。証明はLEDで6灯設置いたします。インターロッキングにつきましては、特公賃側に8戸予定しております。樹種、植樹につきましては、イチイ、イタヤカエデ、アカエゾマツ、ツツジ等樹種のほうを植栽する予定でございます。菜園につきましては、共同利用となりまして茶色の着色の部分でございます。暗渠工事につきましては、排水につきましては記載のとおりでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださりますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君）　ちょっと聞いておきたいのですが、今建設工事さかんにやっていますけれど、この工事も当初よりはちょっと工期が私は少し延ばしてやっているのかなと思いますけど、今の工事進捗状況、その状況の中で今回外構工事出ているのですが、これが一応契約の日で完成できるかどうか、その辺はどう押さえているのかちょっと教えてほしいです。

それから、工事概要の中で遊具関係があります。コンビネーション遊具だとかスプリング遊具、仮にあそこ今特賃が8戸と公営住宅8戸で一般住宅に子ども連れの人が入るかどうかわからないけど、今までの傾向から見たら遊具というのは、私もあちこちの団地を見ているけど、遊具は立派なものつくるのだけど、最初遊具があって子ども連れも1軒か2軒あったのかなと思ったら、2、3年もしないうちに全然子どもはいなくなっちゃって、その遊具は何のためにつくっているのかなという状況が何カ所かでありましたし、過去に私は団地で遊具を置いてくれと言って頼まれて、役場に行っただけで、なんでもう遊具なんか使えませんか、その遊具もなくなったりして、そういう今までの流れの中で、この遊具をこれだけのものをきちっとどのぐらいかかるかわからないけど、考え方についてちょっと聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君）　建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君）　ただいまのご質問で、まず工期の観点です。完成できるかというご質問ですけれども、ご指摘のとおり今回の外構工事のほか、西町団地の本体工事、それからペレットボイラー工事を行う予定でございます。現場的にはかなりふくそうするということもありまして、手戻りのないように工程管理のほうをきちんとしてまいりますので、そういった部分で工期がきちんと間に合うように取り進めるといことでご理解願いたいと思います。

それと、2点目の遊具の関係ですが、これは中ほどにコンビネーション遊具、それとスプリング遊具というようなご説明いたしました。コンビネーション遊具なんですけれども、滑り台とかうんていとか、その辺を各種遊具組み合わせて一体としたものでございます。一番最初に入る入居の方が、どのくらいの子どものおられるかということについては、ちょっとまだわからないのですが、やはり地域にお子さんがいて、お子さんの声が聞こえる、遊んでいる声が聞こえる。それと当然老人の方も入

られると思いますので、そういった部分で、中央に配置したことによりまして、憩いの場的な雰囲気というか、そういった部分も創出しているということでございますので、そういった部分の考え方に基きまして、今回遊具のほうを設置しているということでございます。その辺についてご理解願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） わかりました。これ、遊具の関係は入居者の状況を見ないと、果たして子ども連れがいるかわからないけど、地域にとってもどの程度遊具を利用するかわからないけど、その辺は今のことでどうだこうだと言いませんけど、もう一つ聞いておきたいのは、ここに集会場ができることなんですね、この集会場はある程度地域のための集会場を、これどのような目的を持ってつくるのか、その辺もちょっと確認しておきたいと思いますのでお願いします。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいまのご質問、集会場のご指摘でしたけれども外構の図面には記載されておられません。ただ、説明の中でボイラー棟をつけますので、そのボイラー棟を集会施設にするというようなお話は口頭で言っていたかなというふうに思います。それで、図面的にはこの薄茶色のクレイ舗装の着色の部分のとなり、これが白い四角の建物になっていますけれども、これがボイラー棟になります。その隣が地域が集会とか、例えばお子さん連れのお母さんであるとか、そういった人方が遊具で遊んでいる子どもたちを見ながらここで集ってお話をしたり、そういうふうなことで、これが周囲からも見えますようにガラス張りの状況で設置したいなというふうに考えていますので、そんなような使い方もしたいなということです。

それとあと地域のコミュニティみたいな集会場的な役割も果たすということでご理解願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第10、議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) ご異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第10、議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

議案第53号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(齊藤昭一君) ただいま上程となりました議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括してご説明申し上げます。

説明資料に基づき説明いたしますので、8ページをお開き願います。

この度の規約の変更理由につきましては、平成27年11月30日に北空知学校給食組

合の解散により組合を脱退したため、三つの規約ともに組合を組織する団体から「北空知学校給食組合」を削除するものであります。

また、議案第 54 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、脱退団体の削除のほかに字句等の整備に伴う変更を行うものであり、その詳細については説明資料 9 ページより説明させていただきたいと思っております。

第 1 条の下線部分、「健全化を」の文言を「健全化に」と変更するものです。第 3 条の下線部分、「地方公共団体」の文言を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に変更するものです。第 5 条の表中、互選の方法は改選後の欄に記載のように「市にあっては通じて 1 人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成 20 年北海道条例第 78 号）別表第 1 の所管区域に定める地域ごとに 1 人を互選する」に改めるものでございます。

10 ページの別表中、市町村の欄につきましては、市町村の欄の間に句読点を加えるものです。11 ページの中段下に「(2) 一部事務組合及び広域連合」に見出しを加え、区分の名称にそれぞれ「管内」の文言を加え、13 ページの改正前において札幌の区分とされておりました「北海道市町村総合事務組合」、ほか 3 団体を削除し、これら 4 団体を 11 ページに戻りますけれども改正後において石狩管内の市町村欄に加えるものでございます。

議案の本文のほうにお戻り願いたいと思っておりますが、議案第 53 号の本文につきましては、ただいまご説明いたしました組合を脱退した北空知学校給食組合を削除する内容となっております。

議案第 54 号の本文につきましては、組合を脱退した北空知学校給食組合を削除する内容に加え、ただいまご説明いたしました字句の整備を規約化したものでございます。

議案第 55 号の本文につきましては、ただいまご説明いたしました組合を脱退した北空知学校給食組合を削除する内容となっております。

また、附則についてでございますが施行期日について議案第 53 号、議案第 54 号、議案第 55 号ともに地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日としているものでございます。

以上、議案第 53 号、議案第 54 号、議案第 55 号の提案内容の説明を申し上げます。

ので地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 56 号 財産の交換について（除雪トラック）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 56 号 財産の交換につきまして内容の説明を申し上げます。

この度の財産の交換につきましては、除雪トラックの車両更新でありまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明資料により説明いたしますので、説明資料の 15 ページをご覧ください。

資料につきましては、現有の除雪トラックと交換する除雪トラックを比較したものであります。現有の除雪トラックにつきましては、平成 9 年に取得し 19 年を経過していることから今回更新をするものであります。車両区分は除雪トラックであります。仕様といたしまして 10 トンダンプ、アングリングプラウ、アングリンググレーダー付きであります。

取得価格につきましては、本体価格 4,093 万 2,000 円、輸送費 43 万 2,000 円、合わせまして 4,136 万 4,000 円であります。そのうち交換する現有車両の価格は 43 万 2,000 円ですので、差し引き交換差金として 4,093 万 2,000 円とするものでございます。

議案のほうにお戻りいただきたいと思えます。納入期限につきましては平成 29 年 3 月 24 日を予定してございます。

交換の相手方といたしまして、北見市東三輪 1 丁目 28 番地 2、UDトラックス道東株式会社北見支店、支店長吉田真一でございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご審議の上承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(伊藤泰広君) ただいま上程となりました議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について内容の説明をさせていただきます。

この件につきましては、議案にありますとおり辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして一定の人口規模の辺地におきまして公共的施設を整備する際に、その事業ごとに財政的支援をしようとするもので、実際には辺地債という起債を起こすことができるものです。辺地債は充当率100%、元利償還金の80%を交付税措置される優位な起債となっております。本年度当初予算として改修を行っております相生特別母と子の家、先ほどの条例制定によりまして相生アートコミュニティ施設と名称を変更するものですが、辺地債の対象になるかどうかを議案の裏のページになります整備計画書をもちまして北海道知事と事前協議を行っていたところ、異議がない旨の協議結果の通知がありまして当該法律の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

改めて総合整備計画書をご覧ください。1は、辺地の概況となっております。名称、

中心地、辺地度点数として記載しておりますが、中心地につきましては公共交通の中心としてバス停の位置としております。また、辺地度点数は一定の計算式で役場や学校などの公共施設からの距離等を点数化するもので、それが 100 点以上になれば辺地としてみなされるものであります。

2 は、公共的施設の整備を必要とする事情です。相生地区の現状と施設整備の必要性を記載しております。

3 は、整備計画といたしまして事業の予算規模であります。5 年間ということに記載しておりますが、内容的には本年度予算に計上したもののみとなっております。なお、工事面につきましては発注の際の説明書となっておりますことをご承知ください。

以上、ご説明とさせていただきます。計画策定に対しまして承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 58 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました議案第 58 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出におきまして人事異動に伴う人件費の増減、熊本地震への寄附金の追加、職員住宅解体工事の増額、障害者総合支援事業計画の増額、住民活動用テント購入費の追加、有害鳥獣事業に対する補助金の増額、また商工振興補助費等として制度見直しによる利子補給の増額と制度新設による雇用促進事業の追加、町営住宅西町団地整備に係るバイオマス熱供給施設工事の増額、津別高校の対策協議会への新規事業交付金の増額などを中心に補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条項をご覧ください。第 1 条第 1 項におきまして歳入歳出予算にそれぞれ 3,711 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 54 億 1,311 万 9,000 円と規定するものであります。

第 2 項につきましては、これから説明いたします補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

それでは、資料の事項別明細書について歳出から説明させていただきます。7 ページから 8 ページをお開きください。先に申しましたとおり 4 月 1 日の人事異動等による現職員の配置や扶養状況等に基づきまして各費目におきまして人件費を増減しております。特別会計を含む全体では、720 万 6,000 円の減額、一般会計では 750 万 9,000 円の減額となっておりますが、これは共済費の率が下がったことが主な要因となっております。以下、人件費につきましては省略いたしまして、その他の補正について説明させていただきますので、ご承知、ご了解願います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は 9 ページから 10 ページをお開きください。行政不服審査会経費につきましては、これは事件ごとに委員を委嘱することになりますが、2 回の開催分を追加しております。次の熊本地震関連経費につきましては、熊本県町村会に対しまして熊本地震被害のお見舞金として寄附することとし 100 万円の追加となります。目 5、財産管理費につきましては、社会資本総合交付金事業として追加認定されたことによりまして豊永の職員住宅解体工事を 2 棟 4 戸分、615 万

6,000円を増額するものであります。項2 地域振興費、目1 企画総務費の土地利用規制等経費につきましては、道補助金の減額分の需用費3,000円の減額となります。

11 ページから12 ページをお開きください。企画調整事務経費におきましては、これはフリーペーパーとのタイアップによりまして津別特集を組んでもらいまして、ふるさと納税等に活用するものであります。フリーペーパーの名前はつなぐ通信という名前でありまして全4回の季刊誌、東京多摩地区地域を中心に杉並や練馬などの都内、また東京近郊のかんぽの宿等に10万部まで発行した経緯もあるものです。今年の秋の号として第15号において津別町を特集する部の制作費や撮影費等の委託料を負担することで配布するもののほか5,000部が津別町に納品されることとなります。町を訪問される方やふるさと納税者に対して町を紹介するのに使えるということで、今回発行元より打診がありまして協議を進めており144万を追加して委託しようというものであります。

次に、13 ページから14 ページをお開きください。項4 戸籍住民登録費、目1 戸籍住民登録費につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム経費といたしましてマイナンバー関連の経費で補助事業の交付決定額に見合う額として77万8,000円の増額となっております。項5 選挙費、目2 参議院議員選挙費ですが、職員手当等としまして16 ページにあるように時間外手当を37万9,000円増額しておりますが、内容といたしましてはポスター掲示所設置管理委託料へ予算流用した流用元への補正となっております。ポスター掲示所におきましては、当初10枠という指示でありましたが、発注時期間近になりまして12枠に変更になったことから、急遽人件費から流用し発注したところであります。

15 ページの款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉費ですが、次の17 ページ、18 ページをお開きください。中段です。障害者総合支援事業経費につきましてはですがNPO法人手をつなぐ育成会が放課後デイサービス、すきっぷを町内に開所したことによりまして利用者が大幅に増加しており、1,008万7,000円の増額になるところであります。実際の負担は国が2分の1、道と町が4分の1ずつの負担ということになります。

次の心身障害者等扶助経費につきましては、各交通費の助成事業を障害者等交通費

助成事業にまとめたことによる細節の整理で補正額はありません。

次に、19 ページから 20 ページをお開きください。目 5 老人福祉費ですが、介護サービス支援事業につきまして、これは恵和福社会で運営しております特別養護老人ホームいちいの園の機械室内の循環ポンプに亀裂が生じまして、暖房機器の正常な運転に支障が生じる恐れがあるということから、法人と決めました助成ルールに則りまして取り替え修繕料を補助するもので 23 万 8,000 円の増額となります。償還金利子及割引料につきましては、エムリンクの施設、ののかの建設費の補助金交付金のうち、消費税等仕入控除分につきまして、その税額については補助と二重助成となるということから返還するものです。52 万 4,000 円の追加となります。また、その下の福祉寮管理経費につきましては、こちらも暖房設備の配管の損傷に伴う修繕料といたしまして 39 万 5,000 円の増額となります。

21 ページから 22 ページをお開きください。目 6 自治相談費は、これは住民活動用備品整備経費といたしまして、4 本足のテント 13 基を宝くじを財源としています地域振興事業の助成金により購入しようとするもので 257 万 3,000 円の追加となります。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費につきましては 23 ページ、24 ページをご覧ください。目 2 予防費、母子保健推進事業におきまして、扶助費として妊産婦通院交通費助成事業、68 万 7,000 円の追加となります。この事業は、道の事業を受けまして妊産婦の交通費の一部助成しようというもので 30 人分を予算化しております。目 3 環境衛生費については、これは下水道特別会計繰出金として事業量増に伴う分、66 万 9,000 円の追加となります。

次に、25 ページ、26 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費につきましては、農地保有合理化促進事業は、これは補助の追加によります 1 万 8,000 円の増額、また農業委員会事務経費につきましては、これは会議の場所の変更によりまして費用弁償 4 万 1,000 円の増額となっています。

次に、27 ページから 28 ページをお開きください。目 3 農業振興費は消費・安全対策事業におきまして、ヘプタクロル残留対策事業としまして 8 万 8,000 円の増額、鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、エゾシカ駆除 1 頭当たり 8,000 円の補助を追加する補助事業の承認がされたことによりまして 666 頭分といたしまして 532 万 8,000

円の増額となります。目5畜産業費は、町営牧野管理業務といたしまして管理用バギー車の修繕料と作業道の修繕に使用する車両の借上料、合わせまして32万円の増額となっております。

次に、29ページから30ページをお開きください。項2林業費ですが、下段のほうの目2林業振興費におきまして21世紀の森遊具等の修繕料として5万円の増額、それから31ページから32ページになりますが地域材利活用推進事業といたしまして、森林バイオマス利用推進協議会のアドバイザー出席費用としての旅費と手数料、合わせて26万7,000円の増額、また再生可能エネルギー推進事業につきましては、林地未利用材集荷システムの実証事業のアドバイザーの旅費といたしまして6万4,000円の増額をするものです。目6公有林費につきましては、町有林整備事業としましてGPS機能付きのデジタルカメラ1台の購入費として4万9,000円の追加です。

款7商工費、項1商工費につきましては33ページ、34ページをお開きください。目2商工振興費の商工振興補助費等の補助金として、これは制度の見直しによる中小企業特融利子補給が137万9,000円の増額、新規の事業といたしまして小規模事業者若者雇用促進事業が240万円の追加となります。利子補給につきましては近隣の町を参考にいたしまして新たに保証料の9割を補助するのが主な増要因となっております。小規模事業者若者雇用促進事業につきましては、津別町の地域創生総合戦略事業で事業としたものでありますが、一定規模以下の事業主に対し町内に居住する正規職員を採用した場合、1人につき月額2万円、3年間で限度で補助するものであります。1事業主当たり3年までを上限とする制度としております。本年の4月にさかのぼり補助しようとするもので10名分の補正をお願いするものであります。

目4消費者行政推進費につきましては、消費者行政活性化事業の補助事業といたしまして消費生活講習会の講師謝礼、スクーリング費用の旅費とテキスト、合わせまして83万2,000円の追加となるところです。

次に、35ページの款8土木費ですが37ページ、38ページをお開きください。項4住宅費につきまして下段のほうになります、目2住宅建設費におきまして町営住宅等建設整備事業の工事請負費として540万円の増額となります。40ページの最上段の説明になりますが、西町団地の建設に係る森林バイオマス熱供給施設工事といたしまし

て16戸全戸に温度自動制御装置を設置する工事を追加することで増額となるものです。

次に款9 消防費、項1 消防費、目2 災害対策費につきましては需用費の印刷製本費で、これは土砂災害危険箇所図 300 部の増刷を、またそれ以外の修繕料、役務費、公課費につきましては防災用の軽トラックの車検費用が当初予算で漏れていたことによる追加で合わせまして30万4,000円の追加となるところです。

款10 教育費、項1 教育総務費につきましては41ページから42ページの下段のほうになりますが、教育委員会事務局経費は、これは教育長の新任教育に研修費用として旅費を3万7,000円の追加です。津別高校振興対策事業につきましては、先の全員協議会でもご説明いたしました。進学予備校で実施している講習をDVDの活用によるオンデマンド方式の講座を行う費用としまして156万1,000円あまり、また今後の対策を検討するにあたってのコンサルティング費用として77万7,000円あまり、合わせて233万9,000円を対策協議会に対しての交付金として増額するものであります。

項2 小学校費、目1 学校管理費につきましては43ページから44ページをお開きください。小学校施設管理経費としまして、これは教頭住宅のボイラーの取り替え修繕として23万1,000円の増額です。目2 教育振興費につきましては、学習支援員の通勤手当等の賃金の増額ということで28万9,000円の増額となります。

項3 中学校費、目1 学校管理費につきましては臨時用務員の賃金改定に係る増額分と中学校の玄関のオートロック機能につきまして管理上不都合があるということでそれを改修するための修繕費を見ております。合わせまして18万の増額となるところであります。

項4 社会教育費と項5 保健体育費につきましては、45ページから48ページまでとなりますが、町職員退職者の継続臨時雇用者につきまして配置場所が変更になったことから項5 保健体育費、目4 学校給食費の給食センター運営経費から、項4 社会教育費、目2 社会教育振興費、児童館運営事務経費に予算科目替えをしたものであります。全体の補正額は変わりありません。

それでは歳入のご説明をいたします。3ページから4ページをお開きください。

款13 国庫支出金、項1 国庫負担金におきましては、目1 民生費国庫負担金としまして、障害児入所給付費504万3,000円を増額補正するものですが、これはすきっぷ開

所によるものであります。項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金につきましては、豊永職員住宅解体工事に係ります社会資本整備総合交付金としまして246万2,000円の増額、マイナンバー関連経費補助金として77万8,000円の増額となるところです。項3 国庫委託金、総務費国庫委託金は参議院議員選挙に係るポスター掲示関連経費の増額分として37万9,000円の増額となります。

款14 道支出金、項1 道負担金、目1 民生費道負担金につきましては、国庫負担金と同じ理由によりまして障害児入所給付費252万1,000円の増額となります。項2 道補助金、目1 総務費道補助金につきましては、土地利用規制対策事業の3,000円の減額、目3 衛生費、道補助金につきましては歳出で説明しました新規の事業となります妊産婦通院交通費助成事業ということで対象経費の3分の1の補助率としまして22万8,000円の追加となります。目4 農林業費道補助金は、消費・安全対策事業としましてヘパタクロル残留対策事業の2分の1以内の補助ということで8万8,000円、またエゾシカ緊急対策事業につきましては追加事業費の100%補助で532万8,000円の追加となります。目6 商工費道補助金は、消費者行政活性化事業補助金として対象事業の100%補助で83万2,000円の追加。

款18 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金については、一般財源の不足分を前年度の繰越金で補うこととしまして1,642万2,000円の増額となります。

款19 諸収入、項4 受託事業収入、目2 農林業費受託事業収入については、農地保有合理化促進受託事業の精算としまして1万7,000円の増額となります。

5ページから6ページをお開きください。項5 雑入、目6 地域振興事業助成金は、宝くじを財源としています一般コミュニティ助成事業としまして貸出用テント購入する事業への助成250万円の追加となります。目7 雑入につきましては、介護サービス支援事業での国庫補助金等の返還金の財源としまして事業者から返還される52万4,000円の追加となるところであります。

議案の補正条文につきましては、先に説明いたしましたので内容についての説明は以上となります。

議案につきまして承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、議案第 58 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）
について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 59 号 平成 28 年度津別町下水道事業特別
会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 59 号 平成 28 年度
津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、共済費負担率改定に伴う給与費の減額及び個別排水整備箇所の増による戸別排水整備費の追加でございます。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ236万9,000円を追加し、予算の総額を4億9,756万9,000円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開き願います。

款1総務費は、給与費において共済組合9,000円の減額。

款3個別排水費は委託料において実施測量設計業務で31万8,000円の追加、工事請負費において206万円の追加をお願いするものです。

続きまして3ページ、4ページをお開き願います。歳入につきましては款1分担金及負担金、項1分担金、目2個別排水受益者分担金について新規分1機、更新分1機の20万円の追加を見込むものでございます。

款4繰入金につきましては、一般会計繰入金として66万9,000円の追加をお願いするものです。

款7町債については、目2個別排水事業債において新規分150万円の追加をお願いするものです。

最初の条文にお戻りいただき、第1条、第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものです。

第2条地方債補正については、第2表にて起債の限度額を7,500万とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 60 号 平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 60 号 平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、人事異動に伴う人件費の追加でございます。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出の支出の部において、第 1 款水道事業費用に 31 万 2,000 円を追加し、費用合計額を 1 億 4,044 万 3,000 円とする補正をお願いするものです。

2 ページをお開き願います。支出の部、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 総係費において給料 6,000 円、手当等 27 万 1,000 円、法定福利費 3 万 3,000 円、負担金 2,000 円がそれぞれ追加となります。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書となります。一番下の資金期末残高については補正分 31 万 2,000 円が減額となり 2 億 6,082 万 3,000 円となります。

続いて 4 ページから 5 ページ、今年度予定貸借対照表となります。今回の補正につきましては、4 ページの下から 6 行目、現金預金が 31 万 2,000 円減額し、3 ページの資金期末残高と同額の 2 億 6,082 万 3,000 円となります。

6 ページ、下から 5 行目、当年度純利益につきましては 419 万 4,000 円と見込むものでございます。

本文にお戻り願います。第 3 条につきましては、議会の議決を経なければ流用でき

ない経費として職員給与費を 31 万 2,000 円追加して総額を 1,721 万とするものでございます。

1 ページの補正予算実施計画につきましては、ただいま申し上げたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、地方財政の充実・強化を求める意見書について説明申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦

略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

平成 29 年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要だと思えます。

このため、政府に以下の事項の実現を求めてまいりたいと思えます。

記以下 5 点について意見書を出したいと思えます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したいと思えます。

提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣、内閣官房長官であります。

以上、ご説明申し上げましたのでよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、意見書案第 3 号 平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） 〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第 3 号 平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について説明をさせていただきます。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものであります。

総務省「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者数は約96万人、雇用労働者の約43%で全国2番目と高く、労働政策研究・研修機構が実施した「多様な就業形態に関する実態調査」においても、かつては家計補助者としての位置づけから、3分の1が家計維持者へとシフトしています。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はもとより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成28年度北海道最低賃金の改正にあたって、下記の3点について措置を講ずるよう強く要望するものであります。

提出先につきましては、厚生労働省北海道労働局長に提出をしようとするものでございます。

趣旨にご賛同いただけますようお願いを申し上げまして提案理由に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充

実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 ただいま上程となりました意見書案第4号 義務教育国庫負担制度の堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書案について提案いたしますので、ご賛同よろしくお願ひいたします。

要点を読み上げて提案させていただきます。

日本の教育にかかわる公的支出は、対GDP比においてOECD加盟国中、最下位。一方子ども一人当たり私費負担率は公的支出の貧困さを証明しているものです。高校授業料無償制度に所得制限を持ち込み、生活保護基準の切り下げによる就学援助制度の改悪など、子どもたちの貧困と格差は一層拡大し、経済的理由によって進学・就学を断念することにつながるなど、教育の機会均等に影響を及ぼしています。

また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足も顕著になっています。

子どもたちに行き届いた教育を保障する教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要請するものです。

記以下5点について要望するものです。

提出先は文末のとおりです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、報告第2号 繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から平成27年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第3号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社津別町振興公社の平成27年事業年度事業報告及び決算、平成28年事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第4号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社相生振興公社の平成27事業年度事業報告及び決算、平成28事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、報告第5号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成27年度1月分、2月分、3月分、4月分、平成28年度4月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで平成28年第4回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時20分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員